今年度　高知県を退職される組合員様へ

～退職後も末永いお付き合いをお願い致します～

長年にわたる高知県へのお勤め、大変お疲れ様でした。また、この間の県庁生協へのご協力、ご利用に対しまして、心よりお礼申し上げます。

退職後も引き続き組合員としてのご利用をお願いいたしたく、ご案内申し上げます。

組合員を継続していただきますと、次の事業がご利用いただけます。

組合員を継続していただくには、現在の出資金より3,000円以上残していただくことをお願いしております。また、お支払い方法として「預金口座の登録」が必要となります。

① 生協店舗、催事店での売掛、割賦購入
② 各種ガソリンカード
③ 指定店・特約店の利用
④ キャロット等チラシ・生協ホームページからの注文受付
⑤ 各種保険（一部を除く）の継続
⑥ 生協介護事業所のサービス等

退職される組合員さまは、生協総務課までご連絡をお願い致します。

TEL:088-823-9050

組合員を継続	組合員を脱退
継続のための必要書類・内容	脱退のための必要書類・内容
●継続・脱退確認書及び出資金払戻し請求書 現在の出資金と、残していただく出資金（3,000円以上）の差額を払戻しします。 ※出資金を全額残していただける場合も、ご提出をお願いします。 **●預金口座振替依頼書** 登録のある方は必要ありません。但し一年以上口座振替のご利用がない場合は、再度ご提出ください。 **●組合員証カード紛失届** 紛失された方のみご提出ください。 ※カードをお持ちの方は引き続きご利用ください。 **●出資金通帳・出資金証** お持ちの方はご返還ください。	**●継続・脱退確認書及び出資金払戻し請求書** 出資金総額を払戻しします。 **●組合員証カード（白色のくじらカード）** お持ちの方はご返還ください。 ※紛失の場合は、紛失届をご提出ください。 **●ガソリンカード** お持ちの方はご返還ください。 **●ポイントカード** お持ちの方はご返還ください。 **●出資金通帳・出資金証** お持ちの方はご返還ください。 **※保険にご加入されている方は、脱退の場合解約となり、別途手続きが必要です。**

記入日　　年　　月　　日

高知県庁消費生活協同組合
理　事　長　　様

所　属	
職員番号	
氏　名	㊞
生年月日	

継続・脱退確認書及び出資金払戻し請求書

年　月　日付をもって退職いたします。ついては、下記の通り請求します。

記

1. 組合の継続意志　　（○印で表示ください）

組合員を**継続**する。※口座登録が必要となります	
県庁生協を**脱退**する。	

※継続して頂く場合は、**出資金を3,000円以上**残していただくようお願いしております。

2. 出資金額の確認

①	②	③(①－②)
出資金現在額	払戻し請求額	差引出資金**残額**

※記入例　)出資金現在額が15,000円あって、3,000円残して継続する場合は
{②払戻し請求額に12,000円　、③差引出資金残額に3,000円}　となります。
（現在の出資金を全額残していただける場合は②に　0円　とご記入ください。）

3. 上記②払戻し請求額の振込先口座
（指定は**四国銀行**か,**四国労働金庫**でお願い致します。なければ、他の金融機関でかまいません。）

※上記の②払戻し請求額が0円の方は記入不要

銀行 金庫	出張所 支店
口座種類	口　座　番　号
普通　当座　貯蓄	
口座名義人	フリガナ
	氏　名

4. ご住所・電話番号…ご退職以降のご連絡先（住所・電話番号）をご記入ください。

(〒　　－　　)			
電話番号 ※どちらかでも可	自宅	－	－
	携帯	－	－

※当書面とともに以下をご返却・ご提出ください。
継続の場合→●出資金通帳（お持ちの方のみ）●組合員証が**不明の場合のみ**紛失届●口座依頼書
（白色のくじらｶｰﾄﾞ）　※口座登録していない方のみ

脱退の場合→●出資金通帳（お持ちの方のみ）●組合員証（不明の場合紛失届）●各社ｶﾞｿﾘﾝｶｰﾄﾞ
（白色のくじらｶｰﾄﾞ）

生協記入欄	通帳	口座	ｶｰﾄﾞ	伝票NO	備　考